

所得税・町道民税の障害者控除

町民福祉課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

所得税や町・道民税の納税者本人や扶養親族等が障がい者であるときは、申告により障害者控除等を受けることができます。

「別に暮らしている子に扶養されている」などの場合には、申告により子が控除を受けることができます。

また、障害者手帳をお持ちでない方でも、要支援・要介護認定を受けている方のうち、寝たきりや認知症の状況によって対象となる場合があります。平成30年12月31日時点（平成30年に死亡した場合は死亡日）に下表の「控除を受けられる条件」に該当する場合は、上記までお問い合わせください。

区分	特別障害者控除	障害者控除
控除を受けられる条件	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 障害者手帳をお持ちでない方でも、要支援・要介護認定を受けている方のうち、寝たきりや認知症の状況によって対象となる場合があります。	左記以外の等級の障害者手帳をお持ちの方
所得税の控除額	所得金額から40万円が控除されます	所得金額から27万円が控除されます
町・道民税の控除額	所得金額から30万円が控除されます	所得金額から26万円が控除されます

明日の厚真への“愛”ことば ATSUMA LOVERS [アツマラバース]

まちづくり推進課企画調整グループ ☎ 27-3179



ATSUMA LOVERS

北海道胆振東部地震から100日余りが経過し町では、普段の生活を取り戻そうとさまざまな取り組みが行われています。

これからも厚真町で住み続けていこうと決めた人、町外から厚真町を支援した人、想いを寄せる人などが一つになって前を向き、一歩ずつ前に進んでいけるような“愛”ことば（キャッチフレーズ）とシンボルマークを制作しました。

町民と町外から厚真町を応援してくれる人が互いに支えあって、「明日の厚真」へとつながっていくことを願い、イベントや広報活動に広く使用していきます。

制作にあたり

平成27年6月から町と包括連携協定を締結している札幌市立大学（中島秀之理事長・学長）にご協力いただきました。

9月下旬～12月上旬まで町での打ち合わせや電話会議などで、何度も意見交換を重ね、町民や町職員からも意見を聞き取り、現状や想いを聞き取りながらデザインのイメージを固めました。

〔制作メンバー〕

公立大学法人札幌市立大学デザイン学部
安齋 利典教授、福田 大年講師

Futaba. 児玉 美也子さん
(イラストレーター、グラフィックデザイナー)

東北大学災害科学国際研究所 定池 祐季助教
(平成26～28年度町防災アドバイザー)

町内デザイン事業者、町職員など

今後の展開

町のイベントなどの広報活動に使用します。皆さんも、ぜひ一緒にATSUMA LOVERSに参加し、この取り組みをさまざまな場面で使ってみませんか。

ATSUMA LOVERSをそれぞれの活動に使って、たくさんATSUMA LOVERSを増やしましょう。

〔予定してる企画・広報活動〕

- ・イベントでのステッカー配布
- ・厚真町への想いを写真に撮って共有【#ATSUMA LOVERS】※企画の詳細は3ページをご覧ください。
- ・町外広告
JRタワー札幌ピラービジョン：1月7日(月)～1月20日(日)
JR車内額面：1月1日(火)～1月31日(木)
AIRDO機内誌rapora1月号：1月1日(火)～1月31日(木)

入札参加資格審査申請書の受け付け

総務課 財政グループ ☎ 27-2481

平成31・32年度に町が発注する建設工事等の入札に参加される方は、次により入札参加資格審査申請書を提出してください。

なお、建設業以外の物品等販売指名を希望する町内業者の方は、入札参加資格審査申請書の提出を特に必要としません。



○提出書類
入札参加資格審査申請書および工事または物件の販売等の実績や誓約書など指定の添付書類

○有効期限
平成31・32年度の2年間

○受付期間
2月1日(金)～2月28日(木)
※土曜・日曜日、祝日を除く

○受付時間
9時～12時、13時～17時

廃車等の手続きをお忘れなく(軽自動車税)

総務課 税務グループ ☎ 27-2481

軽自動車税は、4月1日現在の軽自動車などの所有者に課税されます。

軽自動車などの所有者を売買等で変更する場合や廃車等で使用をやめる場合は、3月末日までに名義変更や廃車の手続きをしてください。

なお、車両の種類により、下記のとおり届出先が異なります。

- ・車両を世帯内の方や他人に譲渡した場合
⇒名義変更の手続きを行ってください。
- ・廃車にした場合
⇒廃車の手続きを行ってください。
- ・厚真町から転出して定置場所を変更した場合
⇒住所変更の手続きを行ってください。

バイク(125cc以下)、トラクター・コンバイン等の小型特殊自動車

手続きできる機関	役場および上厚真支所 問い合わせ：総務課税務グループ (☎27-2481)
手続きに必要なもの	軽自動車税変更申告書(役場窓口にあります) ※廃車する場合はナンバープレートと印鑑をご持参ください。

四輪の軽自動車、バイク(126cc～250cc)

手続きできる機関	室蘭地区軽自動車検査協会(役場では手続きできません) 〒050-0081 室蘭市日の出町2丁目39番2号 (☎050-3816-1766)
手続きに必要なもの	軽自動車検査協会へお問い合わせください

バイク(251cc以上)

手続きできる機関	室蘭運輸支局(役場では手続きできません) 〒050-0081 室蘭市日の出町3丁目4番9号 (☎050-5540-2004)
手続きに必要なもの	室蘭運輸支局へお問い合わせください

税止め手続きについて

軽自動車検査協会や運輸支局で、軽自動車やバイクの「廃車」「住所変更」「名義変更」など登録を変更したときは、「税止め」の手続きが必要です。「税止め」とは、課税されていた軽自動車やバイクの課税を止める手続きのことです。

税止め手続きをしないと、旧所有者に課税され続けてしまいますので、必ず税止めの手続きをお願いします。

税止め手続きは基本的に自己申告となっておりますが、軽自動車検査協会や運輸支局が有料で代行手続きをしています。

自己申告により税止めする場合は、受付印のある次の書類のいずれかを総務課税務グループにお持ちいただくか郵送してください。

- ・軽自動車税申告書のコピー
- ・車検証変更証明書または登録事項証明等証明書のコピー
- ・新ナンバーおよび旧ナンバーの車検証のコピー